

県内初！書かないワンストップ窓口を リモート窓口と組み合わせ、総合支所に展開！

本市では、来庁者の負担軽減を目的に、令和6年2月から市役所本庁舎に「書かないワンストップ窓口」を導入していますが、この取組を、2月5日（木）から各総合支所にも展開します。

これにより、各総合支所においても、各種証明書の申請や転入、転出、結婚、おくやみ等の手続における記入負担が軽減され、手続時間の短縮にもつながります。

●書かないワンストップ窓口とは

- ・手続に必要な事項を、職員がシステムで確認しながら、来庁者と一緒に進めます。
- ・来庁者は、内容を確認した上で、住所などが印字された申請書等に原則署名するだけで手続が完了します。
- ・対象となる手続
 - 住民票の写しなどの各種証明書申請
 - 転入や転居、転出、婚姻、離婚、出生、死亡などのライフイベントに起因する手続
 - 対象手続数は215。詳しくは市ホームページを確認ください。



↑市HP

●県内初の取組（リモート窓口との連携）

- ・書かないワンストップ窓口で手続を進める中で、本庁所管部署への相談などが必要となる場合があります。
- ・こうした場合でも、リモート窓口を活用し、テレビ会議システムで総合支所から本庁の所管部署につないで対応します。
- ・これにより、本庁へ移動する必要がなく、ライフイベントに伴う一連の手続を総合支所で完結できるようになります。
- ・書かないワンストップ窓口を、リモート窓口の活用により補完するハイブリッド型の取組は、県内初です。



書かないワンストップ窓口の様子



リモート窓口（支所↔本庁）の様子

【問い合わせ】 総合政策課 電話 23-7161
市民課 電話 23-2128